

○千葉市情報公開条例（抜粋）

（公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

(3)～(6) 略

（会議の公開）

第 25 条 実施機関に置く附属機関は、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであつて、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

○千葉市情報公開条例施行規則（抜粋）

（会議の公開）

第 12 条 条例第 25 条ただし書に規定する会議を公開することが適当でないと認められるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 法令又は他の条例の規定により、会議を公開することができないと認められるとき。

(2) 条例第 7 条各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が含まれる事項を審議するとき。

(3) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるとき。

2 実施機関に置く附属機関は、公開する会議を開催する場合は、あらかじめ、会議の開催を周知しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

3 附属機関は、会議の終了後、速やかに、議事録を作成するとともに、その写し(不開示情報が記録されている部分を除く。)を閲覧に供するよう努めるものとする。